

平成 31 年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

行政法

1. 次の〔問〕の(1)～(5)の中から2題を選んで解答しなさい。2. に事例問題があるので、時間配分をよく考えて、なるべく簡潔に解答しなさい。解答には、〔問〕(1)～(5)のどれかが分かるように、番号を付しなさい。

〔問〕

(1) 行政行為の公定力について、論じなさい。論じる際は、取消訴訟の排他的管轄についても言及しなさい。 (20点)

(2) 行政行為の瑕疵に関する「無効の行政行為」と「取消しうべき行政行為」の区別について、これらを区別する意義、区別の基準や効果などを論じなさい。論じる際には、できる限り判例に言及しなさい。 (20点)

(3) 地方公共団体が、条例上の義務の履行確保手段として、義務違反者の氏名や違反事実の内容などを公表することを条例で定めることについて、行政代執行法第1条に照らして許されるか否か、論じなさい。 (20点)

(4) 機関訴訟の排除効について、例を挙げて、論じなさい。 (20点)

(5) 我が国の国家賠償法制における自己責任説と代位責任説について、論じなさい。 (20点)

2. 次の〔事例1〕と〔事例2〕を読んで、そのあとの〔問〕(6)と(7)の両方に答えなさい。解答には、〔問〕(6)、(7)のどれかが分かるように、(6)又は(7)を付しなさい。なお、どちらの〔事例〕〔問〕においても、行政不服審査法による審査請求については考慮しなくてよい。

〔事例1〕

Xが老人デイサービスセンターを設置するためAから敷地用地として購入した土地につき、都市計画法（以下「法」という。）29条・30条に基づく開発許可申請を行うに当たり、当該開発行為に係がある公共施設（道路）の管理者であるZ市長に法32条1項所定の同意を求める同意願いをした（平成30年4月20日）ものの、Z市長からは、同意しない旨の不同意通知を受けた（同年5月31日。以下「本件不同意」という）。Xは、本件不同意に納得していない。

〔問〕

(6) 平成30年6月5日時点において、Xは、本件不同意について行政事件訴訟法上の訴えを提起するとした場合、誰を被告として、どのような訴訟形式で訴えを提起することが考えられるか、またそうした訴えが認められるか（本案判決を得られるか）論じなさい。論じる際には、各訴えの形式を用いる場合の課題とそれに対する解釈について述べるとともに、判例にも言及しなさい。

(30点)

〔事例2〕

〔事例1〕において、Xが、同意のないまま権限を有するY県知事に対して、〔事例1〕の開発許可申請を行ったものとする（平成30年6月11日）。Y県知事は、公共施設管理者の同意を得たことを証する書面の添付がないとして上記申請についての不許可処分（以下「本件不許可処分」という）を行った（同月25日）。Xは、Y県知事による本件不許可処分について納得していない。

〔問〕

(7) Xが本件不許可処分の取消訴訟を提起する場合において、本件不同意の違法性を主張することが許されるか、論じなさい。この場合において、〔問〕(6)の本件不同意そのものを争う訴訟との関係で問題となる事項とそれに対する解釈についても、併せて論じなさい。

(30点)

【参考条文】都市計画法（抜粋） - ほかの関係条文は、持参した六法を参照

（開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一～十一（略）

2・3（略）

（許可申請の手続）

第三十条 前条第一項又は第二項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～五（略）

2 前項の申請書には、第三十二条第一項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第二項に規定する協議の経過を示す書面その他国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

（公共施設の管理者の同意等）

第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に關係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2（略）

3 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。